

旧処遇改善3加算 (R5年度)		旧処遇改善3加算 (R6年度)		新処遇改善加算 (R6年度)		書類	提出	期限	備考
令和5年3月まで	算定していない	令和6年4月5月	全て算定しない	令和6年度6月	新規算定しない	処遇改善計画書 算定体制届 (4月) 算定体制届 (6月)	不要 不要 不要	— — —	
					新規算定する	処遇改善計画書 算定体制届 (4月) 算定体制届 (6月)	必要 不要 必要	6月15日 — 5月15日	国は原則4/15としている 別紙様式2で提出 居宅系は5/15、施設系は6/1までに提出 6/15までに変更提出も可
					新規算定しない	処遇改善計画書 算定体制届 (4月) 算定体制届 (6月)	必要 必要 不要	4月15日 4月1日 —	別紙様式2で提出 館林市は4/15までに提出
			新規算定する	令和6年度6月	新規算定しない	処遇改善計画書 算定体制届 (4月) 算定体制届 (6月)	必要 必要 不要	4月15日 4月1日 —	別紙様式2で提出 館林市は4/15までに提出
					新規算定する	処遇改善計画書 算定体制届 (4月) 算定体制届 (6月)	必要 必要 必要	4月15日 4月1日 5月15日	6/15までに変更提出も可 別紙様式2又は別紙様式7で提出 館林市は4/15までに提出 居宅系は5/15、施設系は6/1までに提出 6/15までに変更提出も可
					新規算定しない	処遇改善計画書 算定体制届 (4月) 算定体制届 (6月)	不要 不要 不要	— — —	誤って4～5月に算定した場合は返還
	算定している	令和6年4月5月	全て算定しない	令和6年度6月	新規算定しない	処遇改善計画書 算定体制届 (4月) 算定体制届 (6月)	不要 不要 不要	— — —	誤って4～5月に算定した場合は返還
					新規算定する	処遇改善計画書 算定体制届 (4月) 算定体制届 (6月)	必要 不要 必要	6月15日 — 5月15日	国は原則4/15としている 別紙様式2で提出 誤って4～5月に算定した場合は返還 居宅系は5/15、施設系は6/1までに提出 6/15までに変更提出も可
					新規算定しない	処遇改善計画書 算定体制届 (4月) 算定体制届 (6月)	必要 不要 不要	4月15日 — —	別紙様式2で提出
			区分変更せず 算定する	令和6年度6月	新規算定する	処遇改善計画書 算定体制届 (4月) 算定体制届 (6月)	必要 不要 必要	4月15日 — 5月15日	6/15までに変更提出も可 別紙様式2又は別紙様式6で提出 居宅系は5/15、施設系は6/1までに提出 6/15までに変更提出も可
					新規算定しない	処遇改善計画書 算定体制届 (4月) 算定体制届 (6月)	必要 必要 不要	4月15日 4月1日 —	別紙様式2で提出 館林市は4/15までに提出
					新規算定する	処遇改善計画書 算定体制届 (4月) 算定体制届 (6月)	必要 必要 必要	4月15日 4月1日 5月15日	6/15までに変更提出も可 別紙様式2又は別紙様式6で提出 館林市は4/15までに提出 居宅系は5/15、施設系は6/1までに提出 6/15までに変更提出も可
区分変更して 算定する	令和6年度6月	新規算定しない	処遇改善計画書 算定体制届 (4月) 算定体制届 (6月)	必要 必要 不要	4月15日 4月1日 —	別紙様式2で提出 館林市は4/15までに提出			
		新規算定する	処遇改善計画書 算定体制届 (4月) 算定体制届 (6月)	必要 必要 必要	4月15日 4月1日 5月15日	6/15までに変更提出も可 別紙様式2又は別紙様式6で提出 館林市は4/15までに提出 居宅系は5/15、施設系は6/1までに提出 6/15までに変更提出も可			
		新規算定しない	処遇改善計画書 算定体制届 (4月) 算定体制届 (6月)	必要 必要 不要	4月15日 4月1日 —	別紙様式2で提出 館林市は4/15までに提出			